記入例

菊陽町長 様

施設等利用費請求書(償還払い用)

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費 【 年 月~ 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 1. 申請者と認定子どもが、菊陽町内に居住していることを菊陽町が住民基本台帳で確認すること。
- 2. 実際に利用していることを菊陽町が対象施設に確認すること。
- 3. 利用料の支払い状況を菊陽町が対象施設に確認すること。
- 4. 課税状況を菊陽町が確認すること。
- 1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	キクヨウ	タロウ		認定		生年	月日		年	月	日	
氏 名	菊陽 ※償還払いの場合の	太郎	印 ^{座です}	子ども との 続柄	父	現住所		丁大字久係 096-232-		番地		

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

法第30)条の	4の認	定種別	IJ 🗹	第2号		第3 号	認	定	番	号							
生年月	日			年		月	日	フ	IJ	ガ	+	キクミ	ョウ	ムショウ				
年	月	日~	年	月	日の間	の住	所	氏			名	卉	吉四	無償				
☑ 現住	所の	とおり	□ 転.	入し:	た 🗆 🖡	云出し	した	1			10	**	が物	無頃				
上記で	転入る	または	伝出に該	核当し	た場合	は転	入・軟	去出	日	を記	込			年	<u>:</u>	月	日	

3. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入(複数記入可)

	フ	リガ	ナ	○○ホイクエン	,				〒	
1	施事	設 業	•	○○保育園		所	在	地	菊陽町大字久保田○○番地	
•	事	業	名	OOMAM					電話:	
		契約し	てし	ハる利用料※ 2	□月額		円 🗹	日額	[円 □ 時間額 円	
	フ	リガ	ナ	○○ビョウゴジ	ホイクシツ				〒	
(A)	施	設		○○病後児保育	· 	所	在	地	菊陽町大字久保田○○番地	
2	事	業	名	○○納後兄保育 	至				電話:	
		契約し	てし	いる利用料※ 2	□月額		円 🗹	日額	円□時間額円	
	フ	リガ	ナ						〒	
3	施	設				所	在	地		
3	事	業	名						電話:	
		契約し	てし	いる利用料※ 2	□月額		円口	日額	円□時間額円	
	フ	リガ	ナ						〒	
	施	設	•			所	在	地		
4	事	業	名						電話:	
		契約し	てし	いる利用料※2	□月額		円口	日額	円□時間額円	

	フリガナ	₸		
(5)	施 設 •	所 在 地		
0	事業名	電話	f :	
	契約している利用料※2 □ 月額	円 🗆 日額	円 □ 時間額	円
	フリガナ	〒		
6	施 設 •	所 在 地		
0	事業名	電話	岳 :	
	契約している利用料※2 □ 月額	円 🗆 日額	円 □ 時間額	円

- ※①~⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。
- ※2 <u>該当箇所にレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の口にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。</u>
- 4. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設 に支払った 月額利用料 (保育料) (a) ※3 ※4	一時預かり事業・病児保育・ 子育て援助活動 支援事業に支払った月額合計利用料	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d)	請求額 (cとdを比較して 小さい方)
2022年 12月	0円	2,800円	2,800円	37,000円	2,800円

※3 <u>上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類(施設からの領収証等)と特定子ども・子育て支援提供証明書を</u>すべて添付して下さい。

また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付して下さい。

- ※4 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。(小数点以下、切り捨て)
- ※5 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。 月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。 ・月途中で認定期間が終了する場合、
 - または別の市町村へ転出する場合の限度額:37,000(42,000)円× 転出日までの日数÷その月の日数
 - ・月途中で認定期間が開始される場合、
 - <u>または別の市町村から転入した場合の限度額:37,000(42,000)円× 転入先での認定日からの日数÷その月の日数</u>